

はじめに



食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 7 月に食育基本法が施行されました。本市においても、平成 20 年 3 月に「東大阪市食育推進計画」を策定し、食育への関心と理解を深め、市民のだれもが健康で豊かな生活を送ることができるよう、食育の総合的な推進を図ってまいりました。

今日、食に関するさまざまな情報が提供されるにしたがい、食生活の健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まってきました。しかし、実際の生活においては、野菜の摂取不足や朝食をとらない家庭が多くみられ、また輸入食品の品質の問題や異物混入、食品の偽装表示など食品の安全・安心を揺るがす事件も発生しております。

このような中、本市におけるこれまでの取り組みと成果をふまえ、さらなる課題を解決するため、平成 24 年度から 28 年度までを計画期間とする「第二次東大阪市食育推進計画」を策定しました。この計画は「周知から実践へ」をコンセプトとしており、市民の一人ひとりが意識して食育に取り組み「食を営む力」を育ていけるよう、家庭や地域、保育所(園)や学校、食の専門家たちがその活動をサポートし、より一層の食育の推進を図ることを目指しています。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました委員の皆様をはじめ、これまで計画の推進にご尽力を賜りました関係団体の皆様、またアンケートにご協力いただきました市民の皆様に心から感謝いたします。

平成 24 年 3 月

東大阪市長 野田 義和